

# 医療運動部会ニュース(会員・一般向け)

発行＝神奈川県保険医協会・医療運動部会／横浜市神奈川区金港町5-36 東興ビル2F

部会長＝池川明／Tel045 - 453 - 2411／fax045 - 461 - 0215

【08.6.20号】

## 外来管理加算「5分ルール」根拠なし！

### 「診療」→「診察」へ 調査をすりかえ

### 厚労省「正確さを期す上で、不十分さがあるという点は議論の余地がある」——？？と詭弁

今次診療報酬改定で突如導入された、外来管理加算の「診察時間」5分ルール要件の、根拠となる「診察時間」の調査データが無いことが明白となった。

「診療時間」は医院の受け付けを通り、診療を終えて会計を済ませて医院をでていくまでの時間。一方、「診察時間」は診察室で医師が対面診察する時間で、より限定された時間。

この「5分ルール」を集中論議した中医協(07.12.7)に提出された資料は内科診療所の医師一人あたりの、患者一人あたりの平均診療時間のヒストグラム(右表)。あくまでも「診療時間」の資料であり「診察時間」ではない。

この件について4月2日、当会が青森協会等とともに国会議員同席のもと行なった厚労省との懇談の席上、医療課の本間主査は「診療は医師一人の診察の意味だ」と触れ、4月4日、当会の再確認の電話照会に「中医協資料の『診療』時間は『診察』時間の意味でありコメディカルの時間は含んでいない。医師1人当たりとしている」と回答していた。

しかし、このヒストグラムの調査方法等を保団連が開示請求したところ、調査用紙には「診察時間」の質問項目は無く、1週間の「診療時間」と医師数、患者数を問う内容であることが6月に発覚。コメディカルの患者対応を含んだ「診療時間」でしかなく、「診察時間」はおろか医師一人あたりの「診療時間」ですら算出できない代物であることが判明した。

### ■調査用紙の目的外使用、不正流用も発覚！！

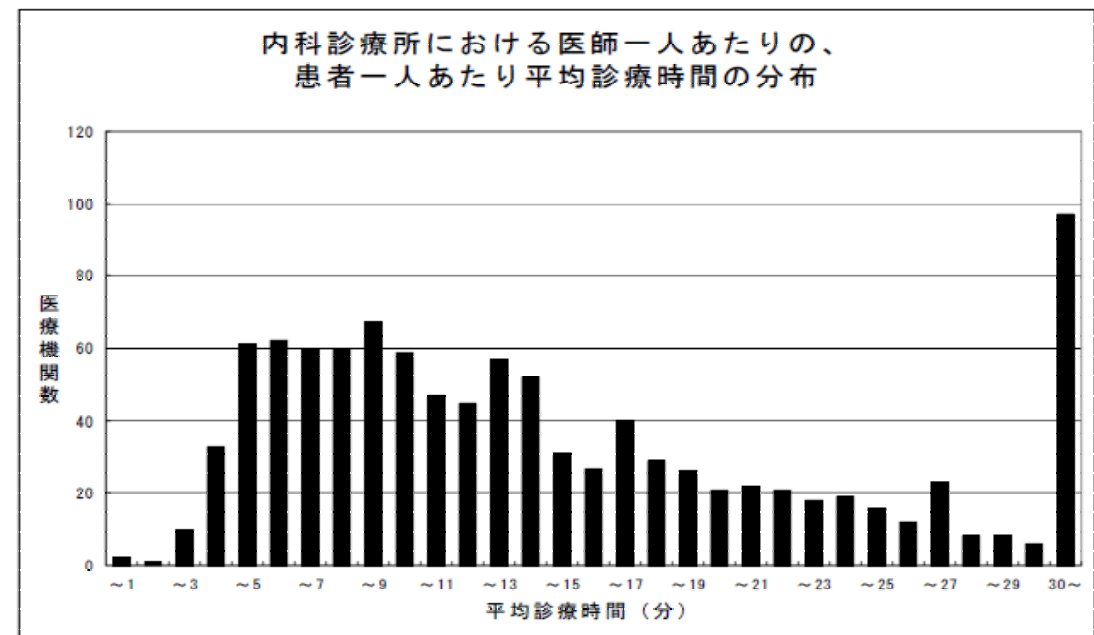
しかも、この調査用紙は「時間外診療に関する実態調査」に関するものであり、目的外使用はしない旨、依頼文にことわりがきがあったもの。目的外使用、調査データの不正流用のオマケもついた。

## 森光課長補佐が、“緘口令”？！

### 底なしの、杜撰な点数改定

この件を踏まえ、6月18日、19日と協会は本間主査に電話で照会。真偽をただと、“議事録で原課長が触れているように医師一人あたりの、患者1人あたりの平均診療時間であるので、診察時間”の旨、強弁。当会より「調査票は診療所の表示診療時間であり、コメディカルの時間を含んでいる。医師のみの診療時間ですら質問項目にないのに、どのように算出するのか。単純に診療時間数を患者数とで割ったものしか数値は出ない」と尋ねると「正確さを期す上で、不十分さがあるというのは議論の余地がある」(?)と返答。

問題のヒストグラムは「診療=診察」は間違いか?と再三尋ねても、認めず、時折、黙り込む場面も。最後には「これ以上何を聞かれても答えません。答える立場にありません」と自身の言動への責任を放棄。当会より立場ある官僚を確認すると森光課長補佐であるとした。森光氏は保団連の公開質問状の窓口。しかし、要望した期日(6月20日)までに回答も音沙汰もない。患者の診察時間はストップウォッチでも測らないと実際、計測は無理。下の表も本来は患者分布であるべきものが、時間単位での医療機関数とデータそのものがおかしい。



(出典) 保険局医療課調べ